

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年9月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
東かがわ市	基盤整備促進事業 (ほ場整備事業)	小海地区荒井団地	平成18年12月25日
〃	団体営中山間地域総合整備事業 (ほ場整備事業)	引田南部地区川西 団地	平成18年12月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業)	小磯地区	平成17年5月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業)	安戸地区	平成17年1月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業)	円仏地区	平成17年8月8日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	芦尾池地区	平成17年2月14日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	西村地区	平成18年3月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	天王地区	平成18年3月9日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	安戸地区	平成18年3月17日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	吉田中村地区	平成19年1月31日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	黒羽大縄地区	平成19年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	宮内地区	平成19年2月28日